

香川県条例第9号

香川県国民健康保険保険給付費等交付金及び国民健康保険事業費納付金条例の一部を改正する条例

香川県国民健康保険保険給付費等交付金及び国民健康保険事業費納付金条例（平成29年香川県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(国民健康保険事業費納付金の額の算定等)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 国民健康保険事業費納付金の額は、算定政令、<u>国民健康保険保険給付費等交付金、国民健康保険事業費納付金、財政安定化基金及び標準保険料率に関する省令</u>（平成29年厚生労働省令第111号）及びこの条例で定めるところにより算定するものとする。</p>	<p>(国民健康保険事業費納付金の額の算定等)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 国民健康保険事業費納付金の額は、算定政令、<u>国民健康保険保険給付費等交付金、国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率に関する省令</u>（平成29年厚生労働省令第111号）及びこの条例で定めるところにより算定するものとする。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。